

# てくてくツーリング倶楽部会員規約

## 第1条（名称及び事務所）

本会は「てくてくツーリング倶楽部」と称し、本部を大阪市中央区内本町1-2-1-703（株）TSエージェンシー内に置く。

## 第2条（目的）

本会は、ウォーキングツアーの企画、実施を通じて、参加者の健康増進とスポーツ文化の発展に寄与するとともに、地域の活性化、環境保全の意識を深めることを目的とする。

## 第3条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## 第4条（事業）

本会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1、ウォーキングツアーの開催
- 2、関係諸団体との連携
- 3、その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第5条（役員等）

本会に次の役員を置く。

- 1、事務局長1名 監事1名
- 2、役員任期は5年とする。但し、再任は妨げない。
- 3、本会は顧問、コーディネーターを置くことができる。

## 第6条（役員の仕事）

本会の役員の仕事は次の通りとする。

- 1、事務局長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、事務局長は、本会の会計責任者を兼務し、会の運営職務に当たる。
- 3、監事は会計状況を監査する。
- 4、顧問、コーディネーターは役員に助言、指導を行う。

## **第7条（運営）**

本会の特徴として次のような運営する。

- 1、本会のウォーキングツアーは、1日20km～40kmのロングウォークを基本とし、地元の名産品を食し、可能な限り温泉を楽しむものとする。
- 2、本会は、通常年数回の会報をインターネット上に通知する。要求があった場合、必要と認められる場合は紙面にて郵送する。

## **第8条（経費）**

- 1、本会の経費は、年会費、企画への参加費、その他の収入を持って充当する。
- 2、本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## **第9条（補足）**

本規約に定め無き事項については、事務局で決定する。

## **付則**

本規約は、令和2年10月1日より実施する。